

新城市若者議会マスコットキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城市若者議会マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクターとは次のとおりとする。

- (1) 名称は「わきゃっぴ」とする。
- (2) 基本デザインは別図のとおりとする。
- (3) 設定は別表のとおりとする。

2 この要領において、物品とはキャラクターを使用した商品、パッケージ又はこれらに準ずるものをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する著作物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）及び使用权は本市に帰属する。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用基準)

第5条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治家、政党、思想、宗教団体等を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が使用する場合、又はキャラクターの使用が暴力団の利益になると認められる場合。
- (5) 営利を目的として使用する場合。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合。
- (7) その他、その使用が著しく不適當である場合。

(使用申請等)

第6条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ新城市若者議会マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新城市（行政委員会を含む。）が使用する場合。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又はこれらの関係団体が使用する場合。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合。
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用する場合。
- (5) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる範囲内において利用する場合。
- (6) その他市長が適当と認めた場合。

（使用承認等）

第7条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、キャラクターの使用申請をした者に新城市若者議会マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により、通知するものとする。この場合において、市長は、条件を付することができる。

2 市長は、キャラクターの使用を承認しないときは、新城市若者議会マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（キャラクターの使用期間）

第8条 キャラクターを使用できる期間は、前条第1項の規定による承認の日から起算して1年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。使用期間終了後、引き続きデザイン等を使用する場合は、改めて第6条の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第9条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等は変更しないこと。ただし、市長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 原則として「©新城市若者議会マスコットキャラクター わきゃっぴ」の表記を付すこと。ただし、表記を付すことが困難な場合は、その旨を申告し、市長の指示に従うこと。

(5) 承認に係る物品の完成品又は使用状況の分かる画像若しくは写真を市長に速やかに提出すること。

(6) キャラクターを類似使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

（承認内容の変更）

第10条 第7条第1項の規定により承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ新城市若者議会マスコットキャラクター使用変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、キャラクターの使用内容の変更を承認する場合には、使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、キャラクターの使用内容の変更を承認しない場合には、使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

4 第2項の規定による承認を受けた者は変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、第7条第1項の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その理由を明記した新城市若者議会マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第5）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、前項の規定による承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るキャラクター及びキャラクターを用いた物品等を使用してはならない。

4 第1項の規定により使用の承認を取り消された者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第12条 使用者は、キャラクターの使用に起因する問題により市に損害を与えたときは、故意又は過失を問わずその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が、キャラクターの使用により、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名

新城市若者議会マスコットキャラクターを次のとおり使用したいので、申請します。

記

1 使用物件名	
2 使用目的及び 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 見本提出	<input type="checkbox"/> 完成品見本 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図案 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 連絡先	氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名を記入すること) 住所(所在地): メールアドレス: 電話番号:
6 添付書類	企画書 (デザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの)

様式第2（第7条・第10条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長 印

年 月 日付けで申請のありました新城市若者議会マスコットキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

記

使用物件名	
使用目的及び 使用方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用条件	

様式第3（第7条・第10条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長 印

年 月 日付けで申請のありました新城市若者議会マスコットキャラクターの使用について、次の理由により承認しません。

記

該当事項	不承認理由
	市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認められるため。
	法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあると認められるため。
	特定の政治家、政党、思想、宗教団体等を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるため。
	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員が使用する、又はキャラクターの使用が暴力団の利益になると認められるため。
	営利を目的として使用すると認められるため。
	自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため。
	その他、その使用が著しく不適當であると認められるため。 （理由）

様式第4（第10条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名

指令番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的及び 使用方法		
使用期間		
変更理由		
連絡先	氏名 (団体の場合は団体名及び代表者氏名を記入すること) 住所(所在地): メールアドレス: 電話番号:	
添付書類	変更が確認できる資料等	

様式第5（第11条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター使用承認取消通知書

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長 印

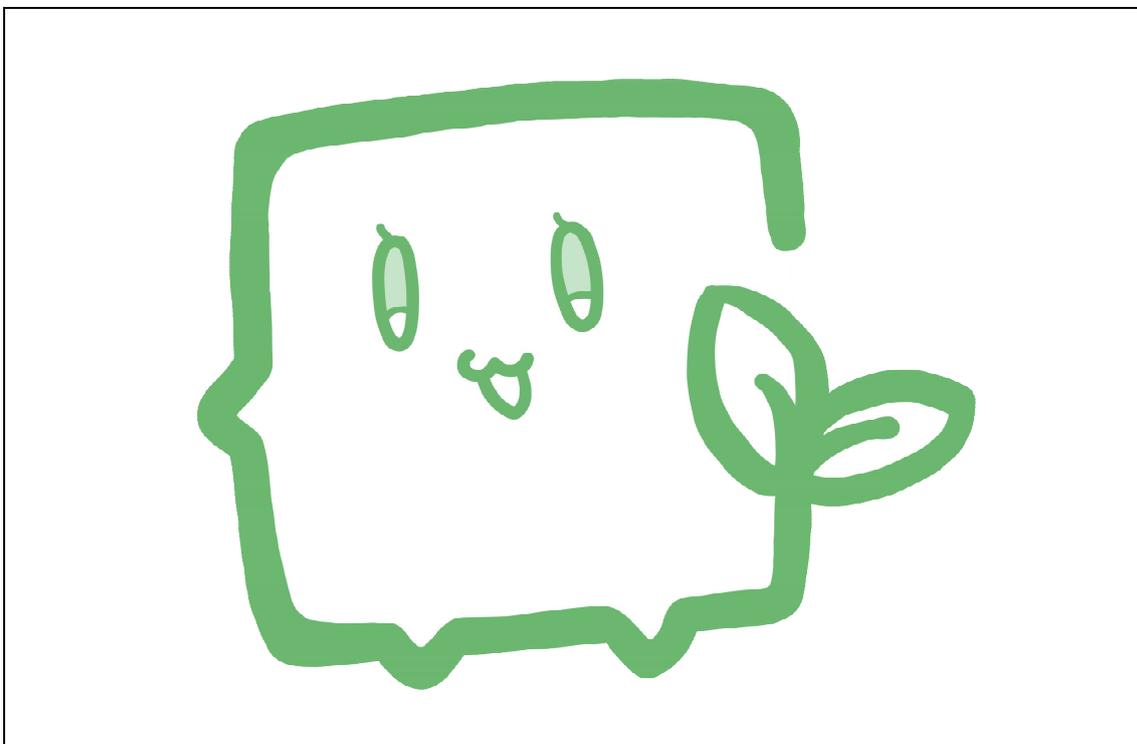
新城市若者議会マスコットキャラクターの使用承認について、次の理由により取り消します。

記

使用物件名	
取消しの理由	
取消しに伴う指示	

別図（第2条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター「わきやっぴ」基本デザイン



別表（第2条関係）

新城市若者議会マスコットキャラクター「わきやっぴ」設定

身長	27cm（若者議会設置の年から）
体重	ヒミツ
特技	新しいアイデアを出すこと、わくわく（するもの）を見つけること
好きな食べ物	いちご、新城の空気
趣味	桜淵公園でお昼寝すること
出没するところ	ヤマザクラが生えているところやササユリが生えているところなど様々
仕事	日中はスーパーでアルバイトをしながら、若者が活躍できるまちを目指して日々奮中！
性格	元気で明るい、みんなを笑顔にする、ちょっとおっちょこちょい、新城のことならなんでも知っている、新城のことになると燃えるように話す
口ぐせ	語尾が「～カ」（例：「ちょっと鳳来寺山まで行こカ！」「五平餅食べるカ？」）